

再評価の評価基準について

1 再評価の視点

公共事業再評価の事業は長年継続している事業です。その間の周辺地域の環境や社会経済情勢の変化を踏まえた事業の再評価を行うため、次の視点で評価を行います。

- (1) 事業進捗状況（個票 1 3）
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化（個票 1 4）
- (3) 環境への影響（個票 1 5）
- (4) 地元住民・受益対象者及び関係機関の意向（個票 1 6）
- (5) 費用対効果分析（個票 1 7）
- (6) 計画変更等の必要性（個票 1 8）
- (7) 「総合評価」

また、事業担当課の自己評価（個票 1 3～1 8）を基に委員会としての評価を決定します。

2 評価区分

別紙による

再評価評価基準

「13 事業進捗状況」

- A：事業の進捗は概ね順調であり，ほぼ計画どおりの完成が見込まれるもの。
- B：多少の阻害要因があるが，解決できる見通しがあり，完成の見通しがあるもの。
- C：阻害要因の難易度が高く，現時点では事業進捗の目処が立たないもの。

「14 事業を巡る社会経済情勢等の変化」

- S：事業を取り巻く環境が変化し，評価指標等において事業採択時以上の効果発現が見込まれるもの
- A：事業を取り巻く環境は特に変化しておらず，評価指標等において事業採択時とほぼ同様の効果発現が見込まれるもの。
- B：事業を取り巻く環境は変化しているが，解決できる見通しがあり，評価指標等において事業採択時と概ね同水準の効果発現が可能な見通しがあるもの。
- C：事業を取り巻く環境が著しく変化し，評価指標等においてその大半が事業採択時と比べて大幅に低下することが避けられず，現時点では効果発現の目処が立たないもの。

「15 環境への影響」

- A：環境への影響がないか，あっても軽微で対策の必要がないもの。
- B：環境への影響はあるが，対策により解決できる見通しがあるもの。
- C：環境への影響が大きく，対策による解決の目途が立たないもの。

「16 地元住民・受益対象者及び関係機関の意向」

- S：評価実施時において事業採択時と比べ特段の必要性があるもの。
- A：評価実施時において事業採択時と比べ特段の変化がないもの。
- B：事業採択時と比べ若干低下し，改善される目処があるもの。
- C：事業採択時と比べ著しく低下し，現時点では改善される目処が立たないもの。

「17 費用対効果分析」

- S：評価実施時において事業採択時以上の効果発現が見込まれるもの。
- A：評価実施時において事業採択時とほぼ同様の効果発現が見込まれるもの。
- B：事業採択時と比べ低下が見られるが，費用を上回る効果が確保される見通しがあるもの。
- C：事業採択時と比べ著しく低下し，現時点では費用を上回る効果が確保される目処が立たないもの。

「18 計画変更等の必要性」

- A：計画変更の必要がないかあっても軽微なものであり，事業促進が見込まれるもの。
- B：計画変更が必要であるが，解決できる見通しがあり，事業促進の見通しがあるもの。
- C：大幅な計画変更が必至であり，現時点では事業促進の目途が立たないもの。

「総合評価」

「事業進捗状況」から「計画変更等の必要性」までの全ての評価が「S」か「A」のものは、総合評価を「A」とし、原則、「継続」とする。

「事業進捗状況」から「計画変更等の必要性」までの全ての評価が「S」か「A」か「B」のものは、総合評価を「B」とし、原則、「継続」とする。ただし、「B」と評価された項目について、継続を長期に阻害する要因がある場合には「休止」とする。判断は(14.その他)の記載による。

「事業進捗状況」から「計画変更等の必要性」までの評価項目に「C」がある場合は、総合評価を「C」とし、原則、「中止」とする。ただし、「C」と評価された項目の改善が可能な場合には「休止」とする。判断は(その他)の記載による。